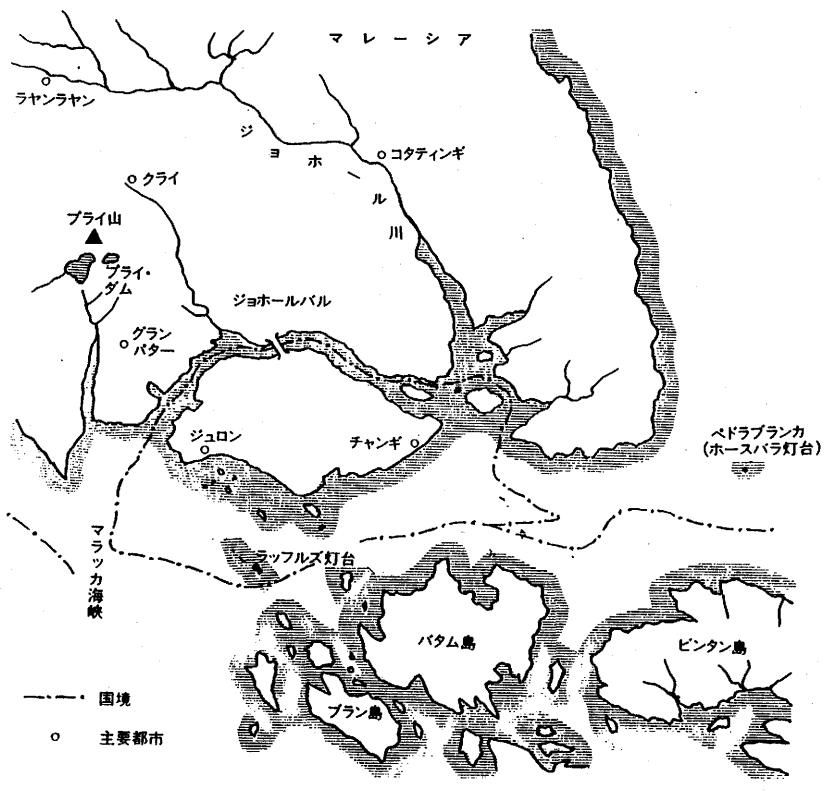


### 第3章

## シンガポールの憲法制度

シンガポール共和国	政 体 共和制
面 積 647.5km <sup>2</sup>	元 首 オン・テンチョン大統領(1993年9月1日就任)
人 口 298万6500人(1995年央)	通 貨 シンガポール・ドル(1米ドル=1.4100Sドル、 1996年末現在。73年6月21日以降変動相場制)
言 語 英語、華語、マレー語、タミル語	
宗 教 仏教、イスラーム教、ヒンドゥー教、キリスト教	会計年度 4月～3月



## I 沿革

### 1. 序

シンガポールにおける法制度の展開は、①イギリス植民地時代（1819～1959年）、②自治領の時代（1959～63年）、③マレーシア連邦時代（1963～65年）、④独立後（1965年～現在）の四つの時代に区分される<sup>(1)</sup>。

まず、①イギリス植民地時代は、1819年にイギリス東インド会社との間の最初の協定の締結によって開始され、1826年にはインドの支配下で、ペナン、マラッカとともに「海峡植民地」(Straits Settlements) を構成するにいたり、1867年には「マレー諸州」(Malay States) の一州に編入されるとともに「王領植民地」(Crown colony) を構成することとなった。1942～45年の間は一時日本占領下に置かれたが、1945年にイギリス軍政下にあって、単独のイギリス王領植民地の地位を回復した。その後、こうした戦後の混乱期のなかでも最初の選挙が行われて、「自治」(self - government) の実績を積み重ねるなかで、1957年にはロンドンにおける憲法制定交渉において、「自治領」(Domination or internal self - government) の地位を約束され、58年にはイギリス議会は、「シンガポール州法」(State of Singapore Act) を制定し、これに基づいて、「シンガポール（憲法）枢密院令」(Singapore<Constitution> Order in Council) が制定された。翌59年の同令の施行によってシンガポールは完全な内政自治権を保障されることになり、ここに140年に及ぶイギリス植民地時代が終了するにいたったが、この新体制の下での第1回の総選挙においては、「人民行動党」(The People's Action Party) が大勝し、リー・クアン・ユウ (Lee Kuan Yew) が最初の新政権の首班の地位に就いた。

②自治領の時代には、1960年から「マレーシア連邦」(Federation of Malaysia) の創設に関する協議が開始され、レファレンダムにおいては、シンガポールが同連邦に加わることに賛成するシンガポール国民は73%の多数

を数えた。この協議は、63年に実り、「シンガポール立法議会」(the Singapore Legislative Assembly)において可決・承認されて、シンガポールは、サバ、サラワクとともに独自の憲法典を有するマレーシアの一州となった(1963年9月5日)。

③マレーシア連邦時代は、イスラム教徒のマレー人と仏教徒のシンガポール人との間の人種間の緊張感の高まりが、そのままシンガポール州政府と連邦政府間に反映したためにしだいに政治的対立が激化し、1965年8月9日には相互の協議によって、シンガポールはマレーシア連邦から分離・独立することになった。

④シンガポールが独立した共和国となったのは、1965年12月22日に、「シンガポール独立法案」(the Singapore Independence Bill)と「憲法修正案」がシンガポール立法議会において可決、成立したことによる<sup>(2)</sup>。

## 2. 法継受

シンガポールの法制度は、上記の沿革においてみたように、イギリス植民地時代(1819~1959年)は、イギリス法そのものあるいはイギリス法の圧倒的支配下にあった。すなわち、1826年にシンガポールを「海峡植民地」のひとつとして支配下に治めると同時に、イギリス政府は、同年11月26日には、それまでペナンに置かれていた裁判所の権限をシンガポールにも拡張するために、「プリンス・オブ・ウェールズ島、シンガポールおよびマラッカ裁判所」の設置を定めた開封勅許状を発した。同裁判所は、イギリス本国の国王裁判所等の現在みられる高等法院と同じ裁判管轄権を付与されていたのであるから、この開封勅許状発給の日をもってイギリス法が直接シンガポールに適用されるにいたったことを意味した。

もっとも、ここで裁判は、「正義と権利」に基づいてなされるのであり、現地の実情に適合しないためにかえって「不正義または圧政」をもたらす場合は、その適用が限定されたし、1867年の開封勅許状が「立法参事会」

(Legislative Council) の設置を海峡植民地に認めた後は、限定的とはいえ独自の立法権も付与された。

しかしながら、1826年の開封勅許状による法制度の基本的枠組みはその後も大幅な変更を受けることなく、1946年の「海峡植民地（廃止）法」(Straits Settlements <Repeal> Act) による植民地からの開放まで続いたとされている<sup>(3)</sup>。

### 3. 現行法体系の特徴

ここでは、上記のような沿革と法継承の特徴を前提として、現行法体系の特徴を概略的にみておくことにする。その際には、私法（財産法または経済取引関係法と身分法または家族法に大別される）と公法（憲法、行政法、刑事法などに大別される）の性格の相違をも比較や分析の視点に加えてみる必要がある。というのは、同じ私法であっても、財産法や経済取引関係法は、元来は家族法同様に土着の慣習等に起源を有するが、経済社会の発展に伴つてしまいに他の諸国とりわけ先進諸国のそれと共に通化する傾向を有するのに対し、身分法または家族法は、土着の慣習や宗教、文化によって固有の性格を維持しつづける傾向が強いからである。

他方、公法についてみると、私法と比較して、人為的、政治的に設立される法制度ではあるが、それだけに逆に、法典上は他の諸国との間に類似していても、それは名目的な制度にすぎず、実際の運用は、かなり異なっている場合も多いということである。以上の点に留意しつつ、シンガポールの法制度の特徴をいくつか列挙してみることにする。

まず、長期間にわたるイギリスによる植民地支配の結果として、イギリスの法制度や法概念およびイギリスの法律が圧倒的影響力をもってきたことは否定しえない。1878年の「民事法令」(Civil Law Ordinance) は、現在でも「民事法」(Civil Law Act) として残っているほか、ほとんどのシンガポールの国内立法がイギリスの立法の起草形式や用語法をそのまま採用しているた

め、裁判所がその判断にあたって、イギリスの判例に依拠する傾向が強いが、婚姻、離婚、相続といったいわゆる身分法または家族法の分野ではイギリス法の影響は限定されているといわれている。もっとも1961年以降は、「ムスリム法施行法」(Administration of Muslim Act)によって、イスラム法だけが重要な属人法とされているようである<sup>(4)</sup>。

他方、公法についてみると、憲法については、「ほかの国の憲法制度がシンガポール憲法に影響を及ぼしたとすれば、それはイギリスとマレーシアの憲法制度である。イギリスの法制度と法概念および法律の影響をもたらした長期にわたる植民地支配を考えれば、イギリス憲法がシンガポール憲法に及ぼした影響を正しく評価することができる。独立国家である現在のシンガポールにおいても、法制度と多くの法律は未だにイギリスのそれらの影響を受けている。そして、いくつかの領域では、実際にイギリス法が適用されているのである。」<sup>(5)</sup>とか、「イギリスの法制度による影響とマレーシア憲法の規定との類似性のために、シンガポールの裁判所はむしろイギリスとマレーシアの判決の影響を受けている。また、インドの憲法判決も説得力のある権威として大いに参考にされている。(中略) 何ゆえにインドの判決がシンガポールやマレーシアの裁判所においてこのようなかかわりをもつかというと、マレーシアとシンガポールの憲法の規定が、いくつかの点で(例えば、公務員、基本的自由、国家緊急権、予防拘禁に関して)、インド憲法の規定と酷似しているからである。」<sup>(6)</sup>ともいわれている。また、行政法についても、「シンガポール行政法は、イギリス行政法と密接な関係以上、すなわちイギリス行政法の一部であるといって過言ではない。この具体的検討は、それぞれのテーマにつき行う必要があるが、イギリス行政法をコモン・ロー国家における一つの行政法の典型とみると、シンガポールの行政法は種々の点でイギリス行政法の域には達していないが、シンガポール行政法は紛れもないイギリス行政法の一パターンといえる。」<sup>(7)</sup>とされている。

ところで、このようにみてくると、一般的あるいは形式上または外観上は、シンガポールの憲法あるいは公法制度は、一応は、イギリス(そこで指摘さ

れているマレーシア憲法やインド憲法あるいはインド行政法も、長期間に及ぶイギリス植民地下にあって、イギリス法の強い影響を受けている) の圧倒的影響下にあるようにみえる。しかしながら、同じ議院内閣制の下で、イギリスは2大政党制による政権交替があり、シンガポールは独立以来今日まで、人民行動党の「一党支配」体制が継続していることの一事をもってしても、その現実の憲法政治は著しい相違を示している。こうした相違は、そのまま、シンガポール憲法あるいはシンガポールの公法制度の特徴を示唆するものである。そこで、次に、シンガポール憲法の規定にふれつつ、憲法政治の実態をもみてゆくこととする。

## II 憲法総論

### 1. 憲法制定と改正の動向

#### (1) 憲法の制定

すでにみたように、シンガポールは、1959年にイギリスからの軍事および外交を除く完全な内政自治権を獲得したが、翌60年からただちにマレーシアとの間で連邦制国家創設の協議を開始している。この時点でなぜ単独独立ではなく、マレーシアへの「併合」に近い形の独立を選ばざるを得なかつたかについては、シンガポールは小さな島国都市であり、日常的食料品だけでなく生活用水さえもマレーシアや近隣諸国に依存しており、単独では経済的に自立できない状態にあったことが指摘されている<sup>(8)</sup>。そして、マレーシアとの協議が成立し、「マレーシア連邦」の一州となるにあたつて制定されたのが63年の「シンガポール州憲法」(Constitution of the State of Singapore) であり、シンガポールにおける最初の憲法典となった<sup>(9)</sup>。

ところが、マレーシア連邦の首都であるクアラルンプールに置かれた最高立法府である中央議会の議席総数159議席のうち、シンガポールに認められ

た議席数は15議席にすぎず、人口比16.6%に比して9.4%の著しく低い議席数に留め置かれたことは<sup>(10)</sup>、「華人」が多数を占めるシンガポールの意思が、「マレー人」が圧倒的多数を占める中央議会に反映しにくいこと、同州内においては、マレーシア連邦の結成を「植民地主義」とみて、これを激しく批判する「バリサン・ソシアリス」（社会主義戦線）との抗争をかかえていたことに加えて、隣国インドネシアが同様の理由でゲリラ軍を送り込む等、同国を取り巻く地域との軍事的、政治的、経済的緊張は高く、国家の存在そのものが危機的状況にあったとされている。こうした国際、国内二つの要因によって、小国の都市国家であるシンガポールが、マレー半島の南端に存立しつづけるためには、軍事的、政治的プレゼンスにかけることは不可能であり、国家としての「生き残り策」は、経済発展政策に賭ける以外になかったともいえる。すなわち、1965年の単独独立時に新生シンガポールが直面してきたこの国際・国内環境こそが、経済開発を「国是」とも「正当」ともする体制の出現を説明することができるといわれている<sup>(11)</sup>。いずれにしても、65年8月9日、マレーシア中央議会に「1965年憲法およびマレーシア（シンガポール修正）法」（Constitution and Malaysian <Singapole Amendment> Act, 1965）と、「シンガポール分離・独立協定」（Separation and Independent of Singapore Agreement, 1965）が提案され、緊急案件として審議のうえ、賛成126、反対なし、棄権1で可決・成立し、マレーシア連邦時代はわずか1年11カ月で終了した。独立後最初のシンガポール国会は、同年12月8日に招集され、前述の63年の「シンガポール州憲法」を独立国としての「シンガポール共和国憲法」（The Constitution of the Republic of Singapore, 1965）に改正した<sup>(12)</sup>。かくて、単独独立国家としてのシンガポール憲法は、前記の①「1965年シンガポール共和国憲法」、②「1965年シンガポール共和国独立法」（The Independent of the Republic of Singapore Act, 1965）、（「シンガポール分離・独立協定」の必要部分の国内法化された法律）と、③②法により「1965年憲法およびマレーシア<シンガポール修正>法」のうちシンガポールに適用される条項の三法の形でスタートすることになった。

## (2) 憲法改正の動向

このような複雑な構成をもってスタートした憲法は、その後シンガポールが「自立性」を高めるに伴い、当然のごとく、きわめてひんぱんに改正されることになった。このことは、シンガポール憲法が、一部の条項を除き、イギリス型憲法のいわゆる「軟性憲法」であることにもよるが、仮にそうであっても、改正の動機や必要性がなければ今までひんぱんに改正されることはないのであるから、その原因は、もっぱら上に見てきたような独立時の複雑な憲法状況によるとみるべきである。その一例を示せば、翌1966年には、早くも少数民族グループの保護のための憲法改正を射程に入れて主席裁判官 Wee Chong Jin を委員長とする諮問委員会が憲法改正案の審議を開始したり、いち早くシンガポール控訴院からイギリス枢密院への上訴を許容する憲法改正が成立している（1966年8月26日法律第48号）。68年には副大統領職を新設し（同年5月21日法律第9号）、市民権の取得要件を緩和する憲法改正法も成立した（同年7月31日法律第22号）。憲法改正は、この後もまるで「年中行事」のごとく行われている。こうしたたび重なる憲法改正は、新たな事項を追加することもあって編別や条文数の変動もあり、あまりに複雑になりすぎたために、その後、80年3月31日までの憲法改正法をすべて組み込んだ「憲法再製版」（a reprint of the Constitution）が編集された。

その後今日まで、相変わらず「年中行事」のごとく憲法改正が成立しているが、<sup>(13)</sup>最近の最も重要な改正は、それまで、実質的に「名目的、儀礼的」存在だった大統領職に強大な権限を付与する「1991年憲法改正法」（1月3日成立、1月18日公布・施行）である<sup>(14)</sup>。この改正は、政権担当が長期に及んだ、リー・クアン・ユウ上級相（元首相）によるこれまでの実質的政治支配体制の完成（「完全防備体制」）ともみられており、シンガポール国民は彼が首相退任後にその地位に就くための改正と受け取ったようである<sup>(15)</sup>。

なお、1992年には、「1980年憲法再製版」以来の上記改正を含むすべての改正を改めて編成し直した「シンガポール共和国憲法（1992年改訂版）」

(The Constitution of the Republic of Singapore (1992 Revised Edition)) が編集されたが、これらの改正を引用する際には従来どおり「〇〇〇〇年シンガポール共和国憲法(改正)法」と表示して引用されるべきであるとしている。

ところで、その後も、1993年度には「司法部」の構成に関する改正<sup>(16)</sup>、94年度には大統領職や法務総裁職、「警察・民間防衛業務委員会」(the Police and Civil Defence Service Commission) や「教育業務委員会」(the Education Service Commission) の組織や権限の拡大を中心としたかなり大幅な改正<sup>(17)</sup>、95年度には最高裁判所判事の選任や裁判所の裁判官構成の変更に関する若干の改正<sup>(18)</sup>がなされるなど、今まで枚挙に暇がないほどである。

こうした憲法改正の動向は、シンガポールがその独立以来、いわゆる「開発体制」をとり、その結果としての経済発展の実績の上に立ってしだいに「独立性」「独自性」を高めつつある証左ともみられるが、一方で、国内の「民主化」要求にも対応しつつ、他方で、こうした体制をさらに強固に地盤固めするといった、二律背反的な対応を余儀なくされていることにもよういうである<sup>(19)</sup>。

## 2. 憲法の性質、規定事項、特色

シンガポール憲法は、すでにみてきたとおり、イギリス法の伝統を受けつながらも、イギリスと異なり、成文の憲法典の形式(Constitution)を有するが、改正の難易度を基準とした分類では、若干の規定について加重多数決制がとられているだけで、「法律」と同一手続きで改正できる典型的な「軟性憲法」である。このことに加えて、国会は一院制であり(憲法第38、39条)、この点はあくまでも選挙の結果であるが、独立以来「人民行動党」の圧倒的優位が継続中である。また、憲法の最高法規性の規定はあるが(同第4条)、司法府の権限中に「違憲立法審査権」の所在を見い出すことはできない(同第8部「司法」参照)。こうみてくると、形式的に「軟性憲法」であるだけでなく、実質的にも、解釈のありようによつては、「人民行動党」の考え方し

だいで相当に自由な憲法改正が可能な仕組みとなっていることが知られる。これらは、「不磨の大典」と俗称された明治憲法のみならず、数十年間も一度も改正されたことのない憲法を有する日本国民や、違憲審査権を積極的に行使する裁判所を有するアメリカ合衆国国民の目には奇異に映るであろう。しかしながら、その「内容」の評価はしばらくおくとして、独立時におかれたりシガポールのすでにみてきたような危機的状況からすれば、かかる「融通性」はむしろシンガポール国民の知恵とも評価しうる余地があろう。

次に、憲法の規定事項または内容について見てみることにする。「1965年シンガポール共和国憲法」を「1980年憲法再製版」によってそれまでの改正を統合し再公布した「現行憲法」によれば、憲法は全14部162カ条によって構成される。

もっとも、この162カ条のなかには、1～2項といった少数の「項」により構成された条文はむしろまれであって、大半がその後のたび重なる改正によって多数の「項」を追加され、さらには、いわば「号」にあたる(a) (b)といった区別による追加も増加の一途にある。また、特に副大統領職の創設と改正や、公務員制度の改革に伴っては、各々の関係条文にA、Bといったアルファベットの大文字の下に新たな規定をも付加している（例えば、22条の副大統領職に関する規定には22条N項まで確認できる）ため、その全容は膨大なうえになかなか追跡し確認するのが困難である。ここでは、一応、1991年憲法改正法までを中心とし、その後の改正については若干の指摘に止めざるを得ない。

まず、憲法の全14部の構成内容は次のとおりである。

#### 第1部「序文」(Part I. Preliminary)

##### 第1条～2条

#### 第2部「共和国と憲法」(Part II. The Republic and the Constitution)

##### 第3条～5条

#### 第3部「シンガポール共和国の主権の保護」(Part III. Protection of the

Sovereignty of the Republic of Singapore)

第6条～8条

第4部「基本的自由」(Part IV. Fundamental Liberties)

第9条～16条

第5部「政府」(Part V. Government)

第17条～37条

同 第1章「大統領」(Ch. 1. President)

第17条～22条

同 第2章「行政府」(Ch. 2. Executive)

第23条～36条

同 第3章「財産、契約及び訴訟に関する能力」(Ch. 3. Capacity as regards Property, contracts and Suits)

第37条

第6部「立法府」(Part VI. Legislature)

第38条～67条

第7部「少数者の権利保護のための大統領諮問会議」(Part VII. Presidential Council for Minority Rigths)

第68条～92条

第8部「司法府」(Part VIII. Judiciary)

第93条～101条

第9部「公務」(Part IX. Public Service)

第102条～119条

第10部「市民権」(Part X. Citizenship)

第120条～141条

第11部「財政条項」(Part XI. Financial Provisions)

第142条～148条

第12部「破壊活動に対する特別権限および緊急権」(Part XII. Special Powers against Subversion and Emergency Powers)

第149条～151条

## 第13部「一般条項」(Part XIII. General Provisions)

第152～156条

## 第14部「経過条項」(Part XIV. Transitional Provisions)

第157条～161条

以上のような憲法の構成内容をみると、シンガポール憲法の主要な特色は次の諸点にあるとみることができる。

まず、近代立憲制の構成原理のひとつである「権力分立制」についてみると、形式上あるいは外観上は「政府」「立法府」「司法府」の分立が確保されているように見える。そして、「政府」と「立法府」との関係については、かつては名目的、儀礼的な大統領職がおかれしており、実質的には内閣が連帯して国会に対し責任を負うといいういわゆる「議院内閣制」がとられていたが、逆に立法府である「国会」にはその発議によるいわゆる「内閣不信任決議権」がなかった（その後付加）。このことは、制度的に「行政優位制」を確保することになっており、いわば「外見的立憲主義」型憲法とも言うことができよう。

次に、同じく近代立憲主義のもうひとつの構成要素である「基本的人権の保障」について見てみると、第9条から第16条の8カ条にわたって「基本的自由」について規定されているが、信教の自由や人種、血統等による差別の禁止といった多民族、多宗教国家というシンガポールの社会状況に考慮した厚い保障規定を除けば、いずれも「法律の留保」や「緊急事態」時の制限が付されており、この点でも、「外見的立憲主義」型憲法と評し得るであろう。このほか、マレーシア連邦からの分離・独立といった経緯を反映して、「市民権」規定が詳細であること、分離・独立によって「少数民族」となった「マレー系シンガポール人」に対する規定を含んでいること、破壊活動の鎮圧・緊急権規定などがその特色として指摘できる。

### III 統治構造

#### 1. 主権を有する共和国

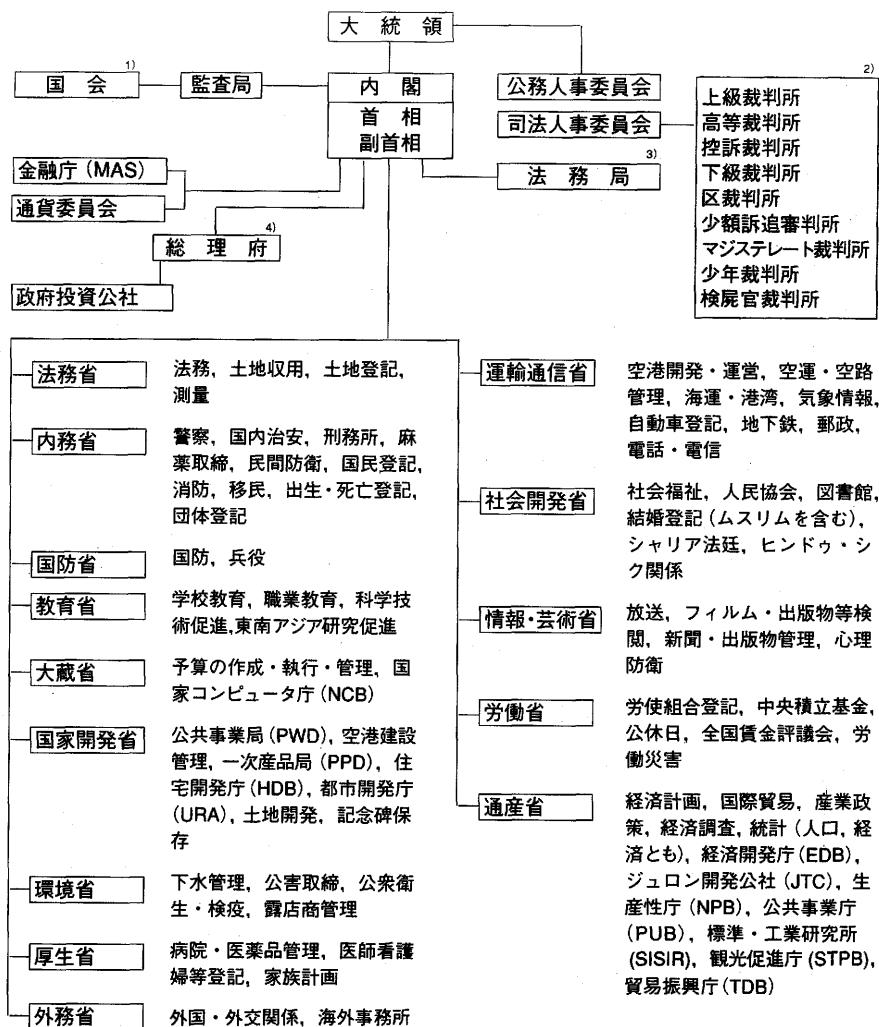
シンガポールは、シンガポール共和国として知られる主権（Sovereignty）を有する共和国である（憲法第3条）。この「主権」の文言は、他の関連条文と合わせて読めば、主権の対外的側面を表現する「国家主権」の意味に理解されるが、他の箇条において、シンガポール市民が主権を有するとの明文規定は存在しない。このことは、第3部の標題が、「シンガポール共和国の主権の保護」となっていることと同様である。このことは、おそらく、マレーシア連邦からの分離・独立時の事情を反映し、独立国家の維持を最も重要な憲法原理のひとつとしたことによるとみられる。しかし、シンガポール市民あるいはシンガポール国会がこの憲法を制定し確定したとする、いわゆる憲法の正当性原理を併せて規定することはけっして上記の規定と論理的に矛盾するわけではなく、むしろ、近代民主主義国家においては当然であることを考えると、こうした規定の背後にも、「国家主導型」の政治をめざす意図を看取すべきなのかも知れない。

#### 2. 立法府

##### (1) 立法府の構成

シンガポールの立法府は、大統領と国会（Parliament）の二つの機関によって構成される（憲法第38条）。国会は一院制（unicameral）であり、独立当時の議員定数は58人であった。その後、「議員法案」（Parliament Membership Bill）が成立することによってしだいに増員された。すなわち、1972年には65人<sup>20)</sup>、76年には69人、さらに84年には、次に述べる「非選挙区選出議員制」（Non-Constituency Members System）によって選出された6人

図1 国家機構図



(注) 1) 議員数83人。他に任命議員6人。2) 判事は、首相が最高裁長官の推薦により大統領が任命。3) 政府法律顧問、法案起草、民事・刑事検察。4) 総理業務、選挙局、汚職取締局。

(出所) アジア経済研究所編『アジア動向年報1997』アジア経済研究所、1997年。なお、裁判所については著者が修正したところがある。

以内の議員を加えることができることとされたために、議員定数は75～81人の範囲で選出されることになった。85年には75人に増員された。もっとも、91年当時は、前記の「議員法」を改正して制定された「国会議員選挙法」(Parliamentary Elections Act)によってこの非選挙区選出議員の定数が3人と定められたが、選挙区選出議員の増員により定数は81人となった（1997年1月2日総選挙時の新定数は83人）。議員の任期は5年であり、解散その他憲法所定の事由によってその資格を失うことになっている。

ところで、上記の「非選挙区選出議員制」は、シンガポールの議会制の特徴のひとつであり、この制度を知ることで現在のシンガポール政治の性格をも明らかにすることができるので、少し詳しくふれておくことにする。

シンガポールの国会議員選挙制度は、基本的にはイギリスの制度を取り入れた小選挙区制である。そして、政党制についてみると、独立以来圧倒的な議席数を獲得してきた「人民行動党」の他にも、「労働者党」(Worker's Party), 「民主党」(Singapore Democratic Party), 「マレー人全国組織」(Malay National Organization of Singapore), 「社会主義人民戦線」(Socialist Front) の野党があり、さらに、弱小野党としては、「連合戦線」(Singapore United Front), 「連合人民戦線」(United Peoples' Front), 「アンガタン・イスラム党」(Angkatan Islam) が存在している<sup>(2)</sup>。しかしながら、これらの野党は、独立後は対立抗争のなかでしだいに国民の支持を失っており、「人民行動党」の巧みな選挙戦術もあって、国会においてほとんど議席を得ることができずにいた。「人民行動党政府」は、こうした「一党支配制」の下で、野党による民主化要求に答える形で、少数利益の代表者を議会に送る途を開くにいたるのである。

多数意見を保持しつつ、少数意見を尊重するための選挙制度としては比例代表制が知られているが、同制度は、シンガポールの与党がめざす、安定多数を占める与党が常に存在しつづける「強い政府」を構成できず、さらには、シンガポールのような多民族、多宗教国家においては、かえって民族別、言語別、宗教別などの政党の形成を助長し、国家の分裂を拡大する危険すらあ

るため、この比例代表制は採用されなかったといわれている<sup>(22)</sup>。シンガポールにおいては「強い政府」の存在が国家の存立のためには絶対不可欠であるとされたこともあり、選挙による選出制度である小選挙区制はそのままにしておいて、若干の野党議員を追加して選出するこの非選挙区制が採用されたのである。すなわち、「人民行動党」による小選挙区選出議員の「独占」体制は、「強い政府」の存続のためには絶対に必要であるとする前提を不動のものとしたうえで、この実質的議席「独占」体制の確立に自信を深めた政府が、野党の民主化要求に答えるあるいはこれをかわすために、この小選挙区選出議員以外の若干名の野党議員を選出することにより、少数意見を代表する人を国会に取り込もうとする制度なのである。

1984年憲法改正法によって改正された憲法規定は次のとおりである。

「憲法第39条第1項 国会は左の各号に掲げる議員により構成される。

(a)立法府が制定する法律に基づき定められた選挙区により総選挙に当選するとされた数と同数の選挙された議員

(b)与党を形成しない一又は複数の政党所属の議員の最少の数の代表を国会において確保するために立法府が国会議員選挙に関する法律において定める 6 名を越えない非選挙区選出議員と呼ばれるその他の議員」

「同第 2 項 非選挙区選出議員は、以下に掲げる事項に関する動議に対し、国会において投票してはならない。

(a)憲法改正法案

(b)給与法又は補充的給与法

(c)この憲法第68条に定める財政法

(d)政府不信任案の採決」

この制度は、1984年の憲法改正以来、高い評価が与えられてきているといわれている。憲法第39条第 1 項において、野党の代表を確保するために、非選挙区選出議員制を定め、同議員は 6 名以下の数となるよう憲法で定められたのである。現在、同議員の数はすでにみたように 3 名に限定されている。

また、同条第2項では、非選挙区選出議員は、議会内の権能において4種類の国家にとって重要な法律については、表決権が与えられていない。もっとも、これらの議員も、国会議員としてのその他の特権は、選挙区選出議員と同様に認められている<sup>23)</sup>。

すでにみたように、人民行動党の一党支配による「強い政府」は絶対に動搖しない体制を敷いたうえで、人民行動党支配体制のなかに野党を組み入れた形で存続させるという民主化を行ったのが、この制度の特徴であった。当時のリー・クアン・ユウ首相は、この制度の政治的目的について、たとえ総選挙で人民行動党がすべての議席を独占する結果となっても、議会のなかには最少限度の野党議員（3名）が議席を占める状態を確保したいがためであると述べている。こうした形での野党の議席の付与は、3名という議席数が人民行動党のそれに比して著しく少ないこと、憲法上は最大6名の当該議員の選出を認めながら、憲法の下位法規である国会議員選挙法では半数の3名にとどまっていること、さらに、小選挙区選出議員のなかに3名以上の野党議員がいる場合には、当該非選挙区選出議員を選出しないこと（「国会議員選挙法第51条のA）<sup>24)</sup>など、を考慮することによって、この制度による野党議員の国会内編入の意義は、与党と競合するような野党を積極的に育成し、国会を真の「言論の府」たらしめる民主化ではなく、国会による政策決定が、与党人民行動党一党によって決定されたのではなく、野党の意見（少数意見）をも盛り込んで決定されたものであると説明するための、いわば「一党支配体制」をカモフラージュするための制度とみるべきではないかと思われるのである。

次に、同じく少数者の利益を代表する野党議員を国会に選出する機会を付与するとの名目で、1988年の憲法改正法によって創設された「グループ代表選出選挙制度」（Group Representation Constituencies）の新設についてみておきたい。この制度は、シンガポールという多民族国家において、議会制民主主義を発展させる可能性を秘めていると評価されている<sup>25)</sup>。

この制度に関する憲法規定は次のとおりである。

「憲法第39条第3項 本条及び第39条のA乃至第47条〔二重の代議員資格の禁止〕において、選挙区は、国会議員選挙のために選挙上の区分として設定されなければならない。」

**憲法第39条A [グループ代表選出選挙区]**

**第1項 立法府は、マレー人、インド人、その他の少数民族コミュニティーから国会に選出される議員の代表性を維持するために、法律により、左の各号に掲げる事項を定めることができる。**

- (a) 大統領により、一のグループ代表選出選挙区として、その選挙区の選挙人の数を考慮しながら、当該選挙区内での選挙が一群につき立候補者3人を基礎として行われるものと宣言された選挙区
- (b) 第44条に定める国会議員たる資格に加えて、本条第2項に規定する条件の下で、グループ代表選出選挙区における一切の選挙につき被選挙人になることのできる者の資格

**第2項 本条第1項により制定されるすべての法律は、左の各号に掲げる事項を規定しなければならない。**

- (a) 大統領が、左に掲げる一の選挙区のいずれかとして、すべてのグループ代表選出選挙区を指定すること
  - (i) 各グループにおいて立候補者3人のうち少なくとも1人がマレー人コミュニティーに所属していなければならない選挙区
  - (ii) 各グループにおいて立候補者3人のうち少なくとも1人がインド人その他の少数民族コミュニティーに所属していなければならない選挙区
- (b) グループ代表選出選挙区における選挙のため左に掲げる委員会の設置
  - (i) 立候補者となることを希望する者がマレー人コミュニティーに所属しているかどうかを決定する委員会
  - (ii) 立候補者となることを希望する者がインド人その他の少数民

族コミュニティーに所属しているかどうかを決定する委員会

- (c) 各グループのすべての候補者が同一の政党に所属していること  
又は無所属候補にあってはひとつのグループとして立候補していること
- (d) 選挙等において、すべてグループ代表選出選挙区により選出  
される国会議員の数の上限と下限
- (e) 本項第2項(i)に基づき指定を受けるグループ代表選出選挙区  
の数

**第3項** 本条により定められた法律の一切の規定は、第12条〔平等〕に違反することを理由として無効とされることではなく、また第78条〔法案および改正案の写しの大統領評議会送付〕の下での差別的手段とみなされることはない。

**第4項** 本条において「選挙」とは、国会議員を選出するための選挙をいう。〔グループ〕とは、グループ代表選出選挙区における選挙にあたり指名された3人の立候補者の一団をいう。〔マレーコミュニティーに所属する者〕とは、マレー民族であるか、又は自らをマレー人コミュニティーの一員であるとみなしかつマレー人コミュニティーから一般的にそのコミュニティーの一員であると認められている者をいう。

〔インド人コミュニティーその他少数民族コミュニティーに所属する者〕とは、自らをインド人コミュニティーの一員であるとみなしかつインド人コミュニティーから一般にそのコミュニティーの一員であると認められているインド起源の者、又はマレー人若しくはインド人コミュニティー以外のコミュニティーに所属する者をいう。」

このグループ代表選出選挙区制度は、三つの小選挙区をひとまとめにしてグループ代表選出のための選挙区を形成させ、3人の候補者を一つのグループ候補者として、有権者には複数グループ候補者のなかから一つのグループ候補者を投票で選ばせる制度である。この制度の下にあっては、憲法上、

「各グループにおいて立候補者の3人のうち少なくとも1人がマレーコミュニティに所属していなければならない選挙区」や各グループにおいて立候補者の3人のうち少なくとも1人がインド人その他の少数民族コミュニティーに所属していなければならない選挙区」が出現することになる。そうすることで、少数民族の代表者が国会に議席を得る可能性が高まることになる。この制度は、民族的にバランスのとれた政党立候補者名簿から選出することなしに、若い有権者が彼ら自身の必要性に最も適した候補者を選ぶ傾向があるために、かかる制度を創設すれば、国会が常に多民族社会の民意を反映できるようになり、またすべての政党が多民族共生の政治を実践しやすくなつて、シンガポールの政治的安定を長期間にわたって維持できるようになるはずであるという、政府の認識に基づくひとつの試みであった<sup>26)</sup>。

この制度は、少数民族の利益代表者を議員に選出できる機会を拡大するという点で、多数党の圧倒的優位性を実現した小選挙区制の短所を是正するものとみることができる。この選挙制度改革に基づいて1988年の総選挙では早速これが実施に移され、13のグループ代表選出選挙区が大統領令により指定されたが（必ずマレー人を1人入れなければならない選挙区が8選挙区、インド人その他少数民族候補者を1人入れなければならない選挙区が5選挙区）、結果はすべての選挙区において与党人民行動党が勝利した。同制度の評価については、与党が野党の有力な候補者を排除するためのスクリーニングの役割を果たすとする厳しい見方もあるが、支配政党を打ち負かす可能性もある両刃の剣であって、野党が勝利した選挙区で効果的な「タウン議会」の運営を行えば、野党議員が長く議席を維持しつづける可能性も生じてくるとする肯定的評価もある<sup>27)</sup>。

次に、1990年憲法改正によって採用された「指名議員制度」(Nominated Members System)についてふれておこう。

憲法上の根拠規定は次のとおりである。

「憲法第39条第1項 国会は左の各号に掲げる議員により構成される。

(c) 第4条スケジュールの規定に従い大統領により任命される6名を越

### えない数の指名議員」

指名議員の選考手続きは、まず、総選挙後6カ月以内に行われる指名議員をおくべきであるとの国会決議に基づき、当該議決から6カ月以内に議会選考特別委員会（the Special Select Committee of Parliament）の指名した者を指名議員として大統領が任命する。指名議員の被選任資格は、①著しく公益に貢献した人、②国家に栄誉をもたらした人、③芸術、文化、ビジネス、産業等の各分野で著しい功績のあった人で非党派的思考の持ち主であること、でこの制度は、シンガポールのナショナル・アイデンティティの高揚をめざして採用されたといわれる。人数は6名以内で、国会内の権能は非選挙区選出議員と同様に制限されている（憲法第39条第2項）。

最後に、国会における立法過程とくに委員会制についてみておくことにする。

まず、国会には、2種類の委員会が置かれる。すなわち、①議院規則によって設置された委員会と、②与党人民行動党によって設置された各種委員会＝「政府議会委員会」（the Government Parliamentary Committee）の二つである。独立直後から与党人民行動党の「一党支配体制」が続き、野党議員がまったくあるいは数議席を占めるだけでは、委員会や国会審議も政治的には意味をなさないとすらいえる。そして後者の委員会は、憲法上の規定に基づくものではなく、与党のイニシアティブによって院内に設置された人民行動党の機関であるという特異な性格を有している。この委員会は、与党の党内民主主義の確保や、世論吸収パネル（the resource panels）を通じて公衆の政策要求を国会に反映する役割を期待されており、現在、次の九つの委員会が設置されている。①通信および情報委員会、②コミュニティー開発委員会、③国防および外交委員会、④教育委員会、⑤財政・貿易および産業委員会、⑥保健および環境委員会、⑦家政委員会、⑧労働委員会、⑨全国開発および住宅問題委員会である。

なお、国会において用いられる公用語は、マレー語、英語、中国語または

タミール語の4言語である（憲法第5条）が、シンガポールは中国系住民の華人が総人口の8割近くを占めマレー人も15%を占めるにもかかわらず、実際に共通語の役割を果たしているのは、マレー語でも中国語でもなく英語である<sup>28</sup>。

### 3. 行政府

#### (1) 議院内閣制

1991年の憲法改正法以前の「政府」の規定は、第1章に大統領の規定をおき、第2章の行政府の規定においても行政権が大統領に属するとしていたが、この権限は、憲法に別段の規定のないかぎり、「内閣」(Cabinet) または「首相」(Prime Minister) の助言によるものとされていた（憲法第23条）、大統領の地位は名目的・儀礼的な地位にとどまり、内閣が行政権の実質的な主体であるとされていた。内閣は、首相と複数の大臣（Ministers）により構成され、政府に対する一般的指示・監督権を有するほか、議会に対して連帯して責任を負うとされている（憲法第24条）。また、大統領は、国会議員のなかから過半数の信任をうると考えられる者を首相に任命し、その首相の助言に従って国会議員中から他の大臣を任命する（同第25条）。このようにみると、シンガポールの立法府と行政府の関係は、いわゆる議院内閣制に近い形態をもっているとみることができる。そして特に首相には、閣議主宰権（同第28条）、各大臣の所管事項変更権（同第30条）、大統領による「政務次官」(Parliamentary Secretary) や「事務次官」(Parmanent Secretary) の選任の際の助言権（第18条）などの大きな権限が付与されている。そして、首相を含む閣僚や政務次官は、商業企業的利益を受ける職務（Office of profit）に就いてはならない（同第35条）。

これらの閣僚とは異なる特別の職として「法務長官」(Attorney General) の地位があり、検察事項の他、大統領または内閣により指示された法律問題について助言することとされている（同第35条）。

## (2) 大統領公選制と大統領職の権限拡大

ところで、1991年憲法改正法は、上記のような名目的・儀礼的な大統領職を改めて、大統領の「元首」化をはかった。改正部分は、憲法第5部「政府」中の第1章「大統領」の全規定に及んでいる。

「憲法第17条第1項 大統領は国家元首であり、この憲法及び成文憲法により大統領に付与された権限を行使し、職務を果たさなければならぬ。」

第2項 大統領は立法府により制定された法律に従い、シンガポール市民により選出される。」

「憲法第18条第1項 大統領選挙候補者が第19条に定める要件を満たしていることを確認する役割を果たすため、大統領選挙委員会が置かれる。」

第2項 大統領選挙委員会は以下の者によりこれを構成する。

(a)公務人事委員会委員長

(b)会計法に基づき設置された公認会計士委員会委員長

(c)少数民族の権利保護のための大統領諮問委員会により指名された同委員会委員

第3項 公務人事委員会委員長が大統領選挙委員会委員長となる。

(以下、略)

第4項 (略)

すなわち、憲法第17条は、大統領が国家元首たる地位にあること、その地位は国民による公選によることを定め、憲法第18条は、3人の委員によって大統領選へ立候補しようとする者の資格審査を行わせる委員会の設置について定めているのである。

また、憲法第19条は、かなり厳しい大統領の被選挙資格について定めている。例えば、同条第2項 (e) の、「統合力のある者、人格者である者、かつ名声のある者」とかは、必要な要件ではあろうが、前記の委員会による認定

にあたってはかなり主觀も入る要件であるし、同 (g) の「3年以上の期間、次に掲げる職務のいずれかに就いていたこと、①大臣、最高裁判所長官、国会議長、検事総長、公務人事委員会委員長、会計検査院院長、会計院院長又は事務次官、②会社法上の会社で少なくとも1億シンガポール・ドルの払込み資本を有するか又はそれと同等の外貨資本を有する会社の取締役会会長もしくは代表取締役」といった要件はかなり厳しい。全体としてみると、立候補できる人は、政治権力のなかで長年指導的地位に就いていた者か、法律事務に長年の経験を有する者、または大企業の役職者といった人々に限定されることになる。また、憲法第20条は、大統領の任期が6年である旨定めている。

次に、こうして選任されることになる大統領の権限について見てみることにする。従来の大統領の権限では、自己の裁量で行動できるのは、「首相の任命（国会で多数の支持を得られる者に限る）と国会解散要請への同意拒否だけにすぎなかった」<sup>(29)</sup>といわれている。ところが、今次の憲法改正法によれば、①内閣の助言を介さない直接の国政情報入手権（憲法第22条のF）、②広範な裁量的決定権（憲法第21条第2項の首相の任命権や国会解散同意拒否権をはじめとして、国家にとって重要な40項目にも及ぶ決定権）<sup>(30)</sup>が大統領に付与されることになった。

ところで、この広範な大統領への裁量的決定権の付与は、従来は、首相がその大半を行使していた権限であり、明確な規定を整備しないと改めて権限競合問題を発生させることになる。こうした大統領と首相の権限競合問題の解決をめざした基本的包括的な規定は、憲法第21条であるが、大統領は憲法上明文をもって付与された裁量的決定権行使することができるのはもちろん、「その他この憲法により大統領が自らの裁量で行うことができる」と權威づけられている職務」かどうかの権限競合問題が生じた場合には、この職務自体の遂行にあたっても「自らの裁量でこれを行うことができる。」（同条第2項(i)）ものとされており、大統領の決定こそが最終的であって、「これは、首相の権限に対する大統領の優越を意味し」<sup>(31)</sup>、「憲法第2条1項の大統領の權能事項が内閣総理大臣の助言必要事項であるという原則は、事実上、死

文化していくであろう。」<sup>(32)</sup>とすら予測されている。

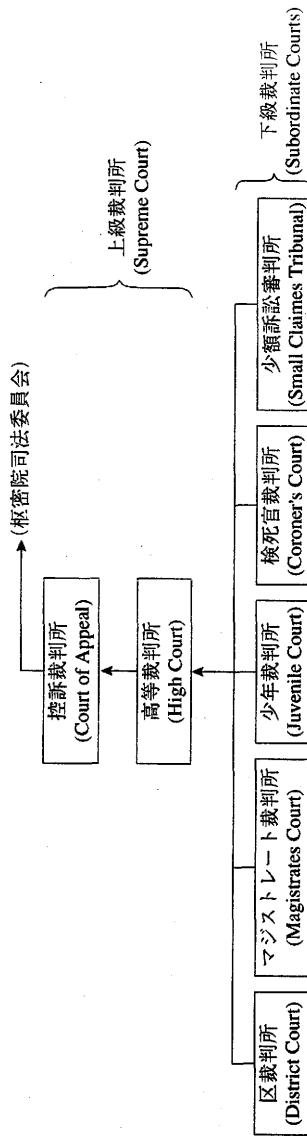
#### 4. 司法府

##### (1) 司法組織の概略

司法権は、「上級裁判所」(Supreme Court) と法律の定める「下級裁判所」(Subordinate Court) に属する（憲法第93条）。前者は、「高等裁判所」(High Court), 「控訴裁判所」(Court of Appeal) の二つの裁判所からなり、このうちの後者が民事、刑事の控訴を受理する。後者は、「区裁判所」(District Court), 「マジステレート裁判所」(Magistrate's Court), 「少年裁判所」(Juvenile Court), 「検屍官裁判所」(Coroner's Court), 少額訴追審判所(Small Claims Tribunals) からなっている。これらは、裁判所法によって設置された正規の裁判所であるが、この他にも特別の分野について法律で一定の裁判権を与えられている機関が存在する。例えば、イスラム教について設置されている「シャリア裁判所」とか、1968年の労使関係法(Industrial Rereration Act)によって設置された「労使仲裁裁判所」(Industrial Arbitration Court), 「所得税審査委員会」(Income Tax Board of Review) や、「上訴委員会（土地収用）」(Appeals Board <Land Acquisition>) といったいわゆるイギリス法上でいう審判所(Tribunals)も、準司法的権限を付与されている<sup>(33)</sup>。かくて、シンガポールの司法制度は、アジア諸国の中では最もイギリスの制度を忠実に模しているといわれている<sup>(34)</sup>。これらの裁判所のうち、立法府および行政府との関係で重要なのは、上級裁判所であるため、憲法の規定もこれに集中しているのは当然といえよう。この上級裁判所の制度は、イギリスの司法裁判所の伝統を忠実に受け継ぐものであって、憲法に反する法律、命令等は、権限越超(Ultra Vires)の法理により無効と宣言できる（憲法第4条）。

上級裁判所の判事の任免は、かつては首相の助言または勧告に基づいて大統領が行っていたが、1991年改正法により、大統領の裁量的決定事項となつた（第95条第1項、第98条第5項）。もっとも、その職務の重要性から身分保

図2 シンガポール普通裁判所機構構図



障が十分に認められているうえ（第98条第3項以下），法律の定める報酬を保障されている（同第6項）。

## （2）裁判所の種類と管轄権

司法府に関する憲法上の規定は，上級裁判所判事の任免の要件や身分保障等を中心とするものであり，裁判所の種類やその管轄権，審理手続き等については関係法律に委ねられている。まず，上級裁判所については，「裁判所法」（Supreme Court of Judicature Act）が，下級裁判所については「下級裁判所法」（Subordinate Court Act）が，その他の特別裁判所については各々その関係法律の定めるところとなっている。

### ① 上級裁判所（Supreme Court）

上級裁判所は上級記録裁判所（a superior court of record）であり，イギリスの伝統を受けて「高等裁判所」「控訴裁判所」「刑事控訴裁判所」の3裁判所からなっていたが，その後「刑事控訴裁判所」が廃止されて現在では前二者からなっている<sup>(35)</sup>。両裁判所は，裁判所侮辱に対し加罰権を有している（裁判所法第8条）。

（ア）高等裁判所（High Court）は原則として1人の判事によって審理され，第一審と上訴の双方の管轄権を有している。まず，刑事，民事双方における第一審管轄権を有する。このほか，区裁判所またはマジストレート裁判所からの民事・刑事の上訴について管轄権を有している。

（イ）控訴裁判所は，高等裁判所の民事（同法第32A条～第41条），刑事（同法第42条～第60条）の両判決に対する上訴管轄権を有している。

### ② 下級裁判所（Subordinate Court）

下級裁判所には，「区裁判所」「マジストレート裁判所」「少年裁判所」「検屍官裁判所」「少額訴追審判所」の5裁判所がある（下級裁判所法第3条）<sup>(36)</sup>。大統領は，これらの裁判所を必要と考える場所に設置することができる（同法第4条）。

（ア）区裁判所は，下級裁判所のなかでも，民事，刑事について最も広い管

轄権を有している。(同法第19条～第50条)。この他の下級裁判所は各々関係法律に基づく訴えの管轄権を有する旨の簡単な規定があるだけである。もっとも、下級裁判所において「憲法問題」(憲法規定の解釈や効力に関して提起される問題)(Constitutional Question)が提起された場合には、高等裁判所への照会に基づいて判決を下すべく義務づけられていることが注目される(同法第56A条)。

#### IV 少数者の権利保護

多民族国家シンガポールが国家の統一と政治的安定を維持するためには、マレー人、インド人などの生活習慣・宗教の異なる少数民族をどのように取り扱うかが決定的に重要である。こうした少数者の意見を立法過程に反映させるために考案されたのが、「少数者の権利保護のための大統領諮問会議」(The Presidential Council for Minority Rights)である(憲法第69条)。この諮問会議は、少数者への差別・不当取扱いの有無を審査する一種の「違憲審査権」および少数者が代表され得ない国会における一種の「第二院」的機能を果たしているといわれている<sup>(37)</sup>。まず、憲法によれば、「差別的手段」(differentiating measure)とは、「いずれかの民族的もしくは宗教的コミュニティーの人に偏見をもたせることにより直接にまたはその他のコミュニティーの人に便宜を与えることにより間接的に、当該コミュニティーの人に不利になる法案で、かつその他のコミュニティーの人には等しく不利にならない法案を意味する。」(憲法第68条)。この会議の構成員は、(ア) 3年任期の議長、(イ) 10名以下の終身評議員、(ウ) 10名以下の3年任期の評議員である(憲法第69条第1項)。被選任資格は、35歳以上のシンガポール在住のシンガポール市民であれば誰でも選任され得ることになっている(憲法第71条、第72条)。

この会議の職務は、一般的職務と個別の職務に分かれる。前者は、国会、政府の付託を受けて、国内の民族的、宗教的コミュニティーの人々に影響を

与える政策について、少数者の不利益取扱いとなるか否かについての審査と報告を行うことであり（憲法第76条），後者は、国会で審議中の法案の内容が差別的であるか否かを審査し、仮にそうであった場合には、国会に対して同法案の修正を求めることがある（憲法第77条）。このことは、委任立法についてもあてはまるとしている。

後者の法案審査の場合をみると、こうした法案は、この評議会の審査を経て、差別的手段を含まないとの肯定的意見報告書を受けた後に、大統領により同意されてはじめて法律として成立するのである。反対の意見報告書が出された場合には、再修正をして再び同評議会の審査を受けて承認されるか、元の法案を国会の3分の2以上の多数で再議決したうえさらに大統領の同意を取りつけるかしか成立の途はない。なるほど、このような制度は、少数者の意見が反映されるという意味で、「第二院」的機能を果たす場合があり、国会で審議成立した法案を大統領署名前に「憲法院」（Conseil Constitutionnel）の審査にかけることのできるフランス型の事前審査制にも類似する。

## V 結語

これまで、シンガポールにおける法制度の沿革とともに憲法制度の展開、現行法制度の主要な特徴を、「立法」、「司法」、「行政」のいわゆる統治機構を中心みてきた。その結果、シンガポールのいわゆる「公法制度」が、その国家のおかれた地政学的、地理的、国際経済的、国際政治的環境を強く反映することが明らかになった。シンガポール憲法は、建国時の国内的、国際的なさまざまな「危機的状況」を色濃く反映した憲法となっている。このためには、「アメリカ立憲民主主義」の概念との比較を試みた研究では、憲法規定やその運用を充分なる憲法内在的価値との関連において説明しきれていないように思われる<sup>(38)</sup>。

むしろ、シンガポールにおける憲法現象を、「第一順位 経済発展」,『第二順位 一党政』,『第三順位 民主化』という価値序列において分析する研究や<sup>(39)</sup>, これと同様の視点に立つ「『開発体制』」を分析視点とする研究<sup>(40)</sup>, 主として政治, 経済的要因を起動軸にした研究<sup>(41)</sup>などのほうが, よくその憲法規定の背景や実像を明らかにしていると思われる。

ところで, すでにみてきたように, シンガポールの憲法体制は1991年の大統領公選制と公選大統領に対する強大な裁量的決定権付与の憲法改正により, 議院内閣制から大統領制へ大きく転換しつつあるかに見える。もっとも,かかる憲法規定の改正も, 実質的に, こうした強大な権限を付与されていた首相がそのままその地位に就くことになれば, 憲法政治の実態はまったく変わり映えのしないものとなろう。なお,ここでは, 議院内閣制や大統領制の構造が, 西欧近代国家の統治機構論において用いられる意味でのそれとはかなり異なっていることにも注意が必要である。それ故にまた, シンガポール憲法に定める大統領制が具体的にどのように運用されるかに注目しなければならないのである。

注(1) S. Jayakumar, "The Singapore Constitution and the United States Constitution," in L. W. Beer, ed., *Constitutionalism in Asia: Asian Views of the American Influence*, University of California Press, 1979, p.182/ローレンス・ピア編・佐藤功監訳『アジアの憲法制度——アメリカの影響に対するアジア的対応』学陽書房, 1981年, 235ページ。

(2) 簡略な「年代記」は, Ahmad Ibrahim and Jacqueline M. Ross, "Singapore Chronology to 1987," in Pearzury, *The Constitutions of the Countries of the World*, Vol. IX, Singapore, pp.v~vi, 参照。

(3) G. W. Bartholomew, "The Singapole Legal System," in ed., by Riaz Hassan, *Singapore: Society in Transition*; 安田信之「シンガポールの法制度」(山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度〈改訂版〉』アジア経済研究所, 1982年) 228~229ページ。

(4) 安田, 同上書, 229~230ページ。

(5) ローレンス・ピア編・佐藤功監訳『アジアの憲法制度……』236ページ。

- (6) 同上書, 241ページ。
- (7) 木村実「シンガポール行政法の現状（一）」（『自治研究』第60巻第2号）106ページ。なお、同論文は、M. P. Jain, *Administrative Law of Malaysia and Singapole*, 1980の主要部分を翻訳し、これに解説を加えたもので、シンガポール行政法についての最も体系的かつ詳細なモノグラフィーであるが、本書においても、シンガポール法に対するインド法の影響が指摘され、インド行政法の説明が非常に多いという（同上書, 110ページ, 注(33)）。
- (8) 黄杉華・吳俊剛編, 田中恭子訳『シンガポールの政治哲学——リー・クアンユ首長演説集（上）』井村文化事業社, 1988年, 25ページ。
- (9) その正式名称は, The Sabah, Sarawak and Singapore (State Constitutions) Order in Council [1963] 2U. K. S. I. 2656 (No.1493) であり, 法律的にはイギリスの枢密院令によって効力を付与されたのである。
- (10) 竹下秀邦『シンガポール——リー・クアンユウの時代』アジア経済研究所, 1995年, 213~214ページ。
- (11) 岩崎育夫「シンガポールの開発体制」（同編『開発と政治——ASEAN諸国の開発体制』アジア経済研究所, 1994年）98~99ページ。
- (12) ローレンス・ピア編・佐藤功監訳『アジアの憲法制度……』238ページ；竹下『シンガポール……』289ページ。
- (13) この間の簡略な改正事項の指摘については, A. Ibrahim and J. M. Ross, "Singapore……" のpp.vi~viii参照。また1988~91年の簡略な改正事項の指摘については、同書のJoseph Devamithranの解説(pp.ix~x) 参照。
- (14) Constitution of the Republic of Singapore (Amendment) Act, 1991, No.5 of 1991, Government Gazette, Friday, January 25, 1991, No.3. pp.103~147. なお、この改正に基づき、「大統領選挙法」(The Presidential Elections Act 1991)が制定されている。Government Gazette, Friday, August 16, 1991, No.29.
- (15) 竹下『シンガポール……』446ページ。
- (16) Constitution of the Republic of Singapore (Amendment No.2) Act 1994, No.17 of 1993, Government Gazette, Friday, June 11, 1993, No.18.
- (17) Constitution of the Republic of Singapore (Amendment No.2) Act 1994, No.17 of 1994, Government Gazette, Friday, September 23, 1994, No.14, pp.124~142.
- (18) Constitution of the Republic of Singapore (Amendment) Act 1995, No.7 of 1995, Goverment Gazette, Friday, March 24, 1995, No.7, pp.210~213.
- (19) 竹下『シンガポール……』、「第7部 1990年代の展望」参照、なお、「民主化」要求への対応の視点については、山内幸雄「民主化の中のシンガポール憲法」（『研究年報社会科学研究』山梨学院大学, 第10号, 1992年）1ページ参照。

- (20) A. Ibrahim and J. M. Ross, "Singapore……," p.vii.
- (21) 山内「民主化の中の……」4ページ。
- (22) V. S. Winslow, "Creating a Utopian Parliament: The Constitution of the Republic of Singapore (Amendment) Act 1984, the Parliamentary Elections (Amendment) Act 1984," 28 *Malaya Law Review*, 268, 1986, p.269; 山内「民主化の中の……」19ページ。
- (23) Kevin Tan Yew Lee, "Parliament and the Making of Law in Singapore," in Walter Woon ed., *The Singapore Legal System*, Longman, 1989, pp.42-43; 山内, 同上論文, 21ページ。
- (24) V. S. Winslow, "Creating a Utopian……," p.270; 山内, 同上論文, 21ページ。
- (25) 山内, 同上論文, 22ページ。
- (26) Singapore Parliamentary Debates, Vol.50, col 178, 11 January 1988, in Kevin Tan Yew Lee, "Parliament and……," p.61; 山内, 同上論文, 24ページ。
- (27) Ibid., p.62; 山内, 同上論文, 24ページ。
- (28) 太田勇「国語を使わない国——シンガポールの言語環境」古今書院, 1994年参照。
- (29) 竹下「シンガポール……」447ページ。
- (30) 大統領の裁量的決定権の全リストについては, 山内「民主化の中の……」40~43ページ。
- (31) 同上, 42ページ。
- (32) 同上, 44ページ。
- (33) 木村実「シンガポール行政法の現状(四)」(『自治研究』第60巻第9号) 75ページ以下, 「同(五)」(同第60巻第12号) 107ページ以下参照。
- (34) 安田「シンガポールの……」245ページ。
- (35) The Supreme Court of Judicature Act, Art 3, in The Status of the Republic of Singapore, Date of Reprint: 10th August 1993, Attorney-General's Chamber's, Singapore.
- (36) The Subordinate Court Act, Art3, in The Status of the Republic of Singapore, Date of Reprint: 10th August 1993, Attorney-General's Chamber's, Singapore.
- (37) 安田「シンガポールの……」233ページ; 山内「民主化の中の……」30ページ。なお, この「大統領諮問会議」規定の成立の経緯については, 野畠健太郎「シンガポール憲法における『大統領諮問会議』規定の成立をめぐって」(『早稲田政治公法研究』第21号, 1987年) 65ページ以下が詳しい。
- (38) 前掲注(1)参照。
- (39) 山内, 同上論文。
- (40) 岩崎「シンガポールの……」。

- (41) 竹下『シンガポール……』。

＜参考文献＞

A. BOOKS

- (1) R. H. Hickling, *Essays in Singapore Law*, Pelanduk Publications (Malaysia), 1992.
- (2) Walter Woon ed., *The Singapore Legal System*. Longman (Singapore), 1988.
- (3) Foo Siang Luen, John Rocha ed., *Singapore 1995*, Ministry of Information and Arts (Singapore), 1995.
- (4) Ng Poey Siong ed., *Singapore: Facts and Pictures 1995*, Ministry of Information and Arts (Singapore), 1995.

B. ARTICLES

- (5) Valentine Winslow, "The constitution and legal system of Singapore," in Carmero V. Sison ed., *Constitutional and Legal Systems of ASEAN Countries*, Academy of ASEAN Law and Jurisprudence University of the Philippines Law Complex, 1990, pp.251-286.
- (6) Valentine Winslow, "The Constitution of the Republic of Singapore," in Lawrence W. Beer, *Constitutional Systems in late Twentieth Century Asia*, University of Washington Press, 1992, pp.627-655.
- (7) S. Jayakumar, "The Singapore Constitution and the United States Constitution," in Lawrence W. Beer ed., *Constitutionalism in Asia: Asian Views of the American Influence*, University of California Press, 1979, p.182-; S・ジャヤクマル「シンガポール憲法とアメリカ合衆国憲法」(ローレンス・ビア編, 佐藤功監訳『アジアの憲法制度——アメリカの影響に対するアジア的対応』(吉川和宏訳) 学陽書房, 1981年) 235-251ページ。
- (8) Walter Woon Esq., "The Legal System of Singapore," in Redden G. Furter ed., *Modern Legal System Encyclopedia*, Vol.9, Asia, 1985, pp.677-743.

●著書・論文

- (9) 竹下秀邦『シンガポール——リー・クアンユウの時代』アジア経済研究所, 1995年。
- (10) 岩崎育夫「シンガポールの開発体制」(岩崎育夫編『開発と政治——ASEAN諸国の開発体制』アジア経済研究所, 1994年) 93-137ページ。
- (11) 安田信之「シンガポールの法制度」(山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度(改訂版)』アジア経済研究所, 1982年) 225-263ページ。

- (12) 浦野起央「シンガポール共和国憲法」(浦野起央・西修編著『アジア・アフリカ国際関係政治社会史第6巻、憲法資料、アジアⅢ』パピルス出版、1985年) 1463~1500ページ。
- (13) 木村 実「シンガポール行政法の現状(一~十四)」(『自治研究』1960年2, 4, 7, 9, 12, 61年1, 2, 6, 8, 10, 11, 62年1, 2, 3.) 1984~86年。
- (14) 山内幸雄「アジア諸国の法制研究①——民主化の中のシンガポール憲法」(『研究年報社会科学研究』第10号、山梨学院大学、1992年) 1~46ページ。
- (15) 中原由美「(資料) シンガポール共和国制定法——国家免除法(第313章) 1979年法令1985年改正版」(『関西大学大学院法学ジャーナル』第57号、1990年) 96~110ページ。
- (16) 野畠健太郎「シンガポール憲法における『大統領諮詢会議』規定の成立をめぐって」(『早稲田政治公法研究』第21号、1987年) 65~103ページ。

#### ●主要法令集

- (1) Republic of Singapore Government Gazette, Ministry of Information and Art, Singapore.
- (2) Blanstein and Franz, Constitutions of the Countries of the World, <looseleaf> Oceana.

#### ●主要法律雑誌

- (1) Singapore Journal of Legal Studies (former title of *Malaya Law Review*), published by the Faculty of Law, National University of Singapore.